



安全な状態になった後に住宅等の確認をお願いします！

大雨等の自然災害に伴う住宅災害給付について

総合共済に加入されている皆さまへ

以下の条件で住宅災害給付を受けられる可能性があるので、写真撮影（スマホ可）を必ずして分会の共済担当者へ申告をお願いします。

■総合共済

①持家（自家、実家） ※「全壊」「半壊」は、地本へ至急ご連絡下さい

	給付金	手続き・提出書類など
半壊	30万円	・総合共済給付申請書兼証明書 ・住宅事故調査報告書 ・写真(損壊状況を撮影) ・「り災証明書」または「被害証明書」「被災証明書」の写し
一部損壊	7万円	
床下浸水で地盤面から30cm超えたとき	2万円	・総合共済給付申請書兼証明書 ・住宅事故調査報告書 ・写真(浸水した高さがわかるように撮影)
被害額2万円超え (り災証明書がない場合)	1万円	・総合共済給付申請書兼証明書 ・住宅事故調査報告書 ・写真(損壊状況を撮影) ・領収証の写し *家電、温水器、エアコン、衣類、家具等も含みます
被害額1万円超え (り災証明書がない場合)	5千円	・総合共済給付申請書兼証明書 ・住宅事故調査報告書 ・写真(損壊状況を撮影) ・領収証の写し *家電、温水器、エアコン、衣類、家具等も含みます

②借家（寮・社宅・アパート・賃貸住宅(実家含む)） ※「全壊」「半壊」は、地本へ至急ご連絡下さい

	給付金	手続き・提出書類など
半壊	12万円	・総合共済給付申請書兼証明書 ・住宅事故調査報告書 ・写真(損壊状況を撮影) ・「り災証明書」または「被害証明書」「被災証明書」の写し
一部損壊	3万円	
被害額2万円超え (り災証明書がない場合)	1万円	・総合共済給付申請書兼証明書 ・住宅事故調査報告書 ・写真(損壊状況を撮影) ・領収証の写し *家電、衣類、家具等も含みます
被害額1万円超え (り災証明書がない場合)	5千円	・総合共済給付申請書兼証明書 ・住宅事故調査報告書 ・写真(損壊状況を撮影) ・領収証の写し *家電、衣類、家具等も含みます

【よくあるご質問】

- ・雨どい、ベランダ、太陽光パネル、ボイラーの損傷は、給付対象です。
- ・自動車、別棟の車庫、物置、納屋、土蔵などの損傷は、給付対象外です。

【提出書類について】

「総合共済給付申請書兼証明書」

- ・複写式3枚組の様式です。
- ・分会にストックが無い場合は支部・地本に請求して下さい。

「住宅事故調査報告書」

- ・分会に配布している「総合共済 給付事務取扱い手引」の冊子の後半に掲載していますので、コピーして使用して下さい。

「り災証明書」「被害証明書」「被災証明書」

- ・市町村で管理している様式のため、市町村に請求して下さい。

■全労済（JRセット共済）

自然災害共済に加入の組合員のみ対象です。申請については、各支部または地本までお問い合わせ下さい。
(千葉地本：043-251-6020 平日9時～17時 ※つながらない場合は地本役員に連絡して下さい)